

＜参考 2＞補助金の額について（第 6, 8 条関係）

■ 第 6 条関係

- ① 補助金の交付の対象となるコンテナの本数は、補助の対象期間決定後、令和 7 年度予算の範囲内において市長が定める額を上限額として設定します。

■ 第 7 条関係

- ② 補助金の交付を受けようとする者より提出された事業計画書に記載の補助金の交付の対象となるコンテナの本数を踏まえ、補助の対象となるコンテナの本数及び補助金の額を決定します。
- ③ 補助金の申請本数の総数（複数者からの申請本数の総数）が、補助の交付の対象となるコンテナ本数を上回った場合は、下記計算方法にて補助金の交付を受けようとする者の補助の交付の対象となるコンテナ本数を調整し、補助金の交付決定を行います。

【例】補助の対象となるコンテナの本数の算定方法

- ・ 補助の対象期間：令和 7 年 4 月 13 日から令和 7 年 10 月 13 日とした場合

〔日数〕：135.5 日（※日曜、祝日は除く。土は 0.5 日換算）

- ・ 補助の対象となるコンテナ本数：20,325 本（上限本数）

- ・ 補助の申請本数の総数：25,200 本

[A 社：7,200 本(29%)、B 社：3,600 本(14%)、C 社：9,000 本(36%)、D 社：5,400 本(21%)]

《調整後の本数》（小数点以下については、切り捨てとする。）

→ A 社の交付決定本数：5,894 本＝20,325 本×29%（申請本数▲1,306 本）

→ B 社の交付決定本数：2,845 本＝20,325 本×14%（申請本数▲ 755 本）

→ C 社の交付決定本数：7,317 本＝20,325 本×36%（申請本数▲1,683 本）

→ D 社の交付決定本数：4,268 本＝20,325 本×21%（申請本数▲1,132 本）

計：20,324 本

《補助金の額》

→ A 社の補助金の額： 58,940,000 円＝5,894 本×10,000 円/本

→ B 社の補助金の額： 28,450,000 円＝2,845 本×10,000 円/本

→ C 社の補助金の額： 73,170,000 円＝7,317 本×10,000 円/本

→ D 社の補助金の額： 42,680,000 円＝4,268 本×10,000 円/本

計：203,240,000 円

※補助金交付要綱第 14 条第 3 項により、補助金の執行状況を確認した結果、令和 7 年度予算に残余がある場合、予算の範囲内で補助金の額を再設定します。